

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成23年 7 月 25 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第36号

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条
例

大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団
条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に
傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 (略) (1) (略) (2) 実施機関 <u>企業長、監査委員及び議 会</u> をいう。 (3)―(5) (略)	(定義) 第2条 (略) (1) (略) (2) 実施機関 <u>企業長及び監査委員</u> を いう。 (3)―(5) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。